

第724回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和3年4月12日（月）

**【出席委員】**

清宮	眞知子	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
井門	明洋	委員
栗下	善行	委員
のがみ	純子	委員
早坂	義弘	委員
柳川	雅彦	委員
亀田	雅子	委員
小澤	さおり	委員
横山	和子	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

**【事務局】**

若年支援担当部長	米今	俊信
若年支援課長	相原	俊則

午後3時31分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等ご案内いたします。本日でございますが報道関係者はございません。傍聴人は12名となっております。では傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは審議会を始めさせていただきます。初めに委員の交代についてでございます。第3号学識経験を有する者の竹下委員の後任として、放送倫理・番組向上機構柳川委員でございます。

○柳川委員 初めまして。柳川と申します。よろしく申し上げます。私は放送倫理・番組向上機構いわゆるBPOというところで、テレビとかラジオの放送の青少年委員会というところで青少年向けとして番組がふさわしいかどうか検討する委員会の担当をしております。実はBPOのほうもこの4月の1日から所属しておりますので、まだまだ分からないこと多いですが、いろいろご教授いただければと思います。よろしくお願いたします。

○若年支援課長 よろしくお願いたします。続きまして第4号関係行政機関の職員山本委員の後任といたしまして、東京法務局人権擁護部長亀田委員でございます。

○亀田委員 座って失礼いたします。東京法務局の人権擁護部の亀田と申します。一生懸命勉強していきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○若年支援課長 よろしくお願いたします。同じく第4号関係行政機関の職員の川西委員の後任といたしまして、警視庁生活安全部少年非行対策官横山委員でございます。

○横山委員 失礼いたします。3月1日に少年育成課少年非行対策官を命ぜられました、横山と申します。まだ経験値それからなかなか川西対策官とは違うかもしれませんが、一生懸命務めさせていただきますので、どうぞご指導よろしくお願いたします。

○若年支援課長 現在ご出席いただいております委員の方は16名で、条例第24条第1項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。それでは会長、議事進行をお願いたします。

○会長 それではただ今から、「第724回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。新しい年度の始まりでございます。新しい委員の方も含め、どうぞ皆さまよろしくお願いたします。

それではお手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。議事の2、「条例に基づく事務の施行経過」について事務局から説明をお願いたします。

○若年支援課長 それでは条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の

3月8日から4月11日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回3月8日の審議会でのご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定につきましては2誌を指定図書類とすることを決定いたしました。

3月11日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、3月12日に告示をいたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、「ファミリーeルール講座」を合計7回開催いたしました。

4月7日には本日の審議会に先立ちまして、出版業界自主規制団体との打合せ会を実施しました。本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容につきましては「自主規制団体からの聴き取り結果」として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付をしております。

2ページには過去1年間の不健全図書類の指定実績、3ページには過去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象となりました事業者は今月もございません。

続きまして4ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の3月分の活動状況でございます。

3月までに委嘱しております協力員は746名、3月の活動者数は220名、調査店舗数は1,246店舗でございました。

確認をしていただく図書類は、不健全図書として指定をした「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類である「表示図書類」、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた、小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類でございます。

これらの図書類につきまして、協力員による調査結果をそれぞれ表に示してございます。

まず、不健全指定図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

また、表示図書類につきましては、包装されていない店舗が3店舗、区分陳列が適切に行われていない店舗が2店舗ございました。

類似図書類につきましては、問題のある店舗はございませんでした。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示のない店舗、こちらが8店舗ございました。

なお、不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございません。

5ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載したものでございます。

一番上の1番目の表になりますが、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が8店舗、

表示図書類の取り扱い不適切が1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取り扱い不適切が9店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、青少年制限掲示がない店舗が4店舗、フィルタリングが導入されていない店舗が2店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題があった店舗につきましては、いずれもその場で是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしております。

続きまして6ページをご覧いただきたいと存じます。雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の施行状況でございます。こちらは先月と変動はございません。

また自動販売機立入調査につきましては、3月は実施してございません。

条例に基づく事務の施行経過については、以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それではご質問がございませんので、調査審議事項に移りたいと思います。本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いたします。調査審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問事項につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。皆さまお手元の資料のうち、「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明をさせていただきます。

今回は計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

表紙をおめくりいただき1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1152号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

こちらに記載されました図書類でございますが、令和3年2月24日から令和3年3月24日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計105誌の中から、資料の8ページ、9ページに記載してございます、条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1が「ジュネットコミックス 392 ピアスシリーズ 588『恋はAV現場で起きている』」、令和3年

4月5日付でジュネット株式会社より発行されております。過去1年間の指定は1回となっております。

番号2が「SPコミックス『本当にあった 思わずザワつく とっておきの話』」令和3年3月17日付で、株式会社リイド社より発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所はいずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、4月7日に自主規制団体から意見を聴取いたしました。その結果を3ページ、4ページに取りまとめてございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

計16名の方からご意見を伺いました。

番号1「ジュネットコミックス392ピアスシリーズ588『恋はAV現場で起きている』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が9名です。その主な内容は、「全体的に性描写の分量が多い。体液の描写や擬音も多く卑わい感が強い。性器は一応消されてはいるものの、形状がわかるものが散見される。また、道具の使用もみられる。総合的に判断して指定該当。」などがございます。

「指定非該当」の方は3名で、その主な内容は、「コミカルなストーリーで構成されている。性交場面は確かに多く描かれているが卑わい感はあまり感じない。暴力的なシーンもない。指定非該当。」などがございます。なお、保留の方が4名おられました。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2「SPコミックス『本当にあった 思わずザワつく とっておきの話』」でございます。

自主規制団体のご意見といたしましては「指定やむなし」の意見が4名です。その主な内容は、「若い男女の恋愛短編物語で、強制的、暴力的な描写はなく自然な流れでのセックスである。性器挿入の描写は修整はされている。しかし女性の上半身裸体での描写がリアルすぎて卑わい感を強く感じる。12話も読むとセックスは容易に出来るという印象を与えてしまう。青少年には不向きである。指定やむなし。」などがございます。

「指定非該当」の方は10名で、その主な内容でございますが「性器および結合部はしっかり白く抜か

れている。若干暴力的・強制的とも思えるシーンはあるものの、基本的に合意性交であり、短編であるため展開が早く描写が荒い箇所がある。指定非該当。」などでございます。なお、保留の方が2名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明について、ご質問等ございますか。

ではよろしければ、調査に入っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(図書審査)

○会長 皆さまご覧いただけただけでしょうか。それでは図書をご覧いただけただけですので各委員の皆さまからご意見をお伺いしてまいります。まずはE委員お願いいたします。

○E委員 まず「恋はAV現場で起きている」ですが、性的描写も多くて卑わい感が強いため、指定該当でお願いします。

次に「本当にあった 思わずザワつく とっておきの話」は性的な描写がリアルすぎますので、指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にA委員お願いいたします。

○A委員 はい。私は2誌とも指定該当と思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。では次にG委員お願いいたします。

○G委員 はい。1誌目は擬音、体液描写が多く卑わい感が強いと思います。道具の使用もみられて人格否定につながる描写があると思います。これは青少年向きではないと思います。指定該当やむなしでお願いします。

2誌目は上半身の裸の描写が卑わい感を強く感じました。全般にストーリーはしっかりしているという意見もありますけれども、体液描写や性交シーンが多すぎる感じがあり、指定該当やむなしと思います。資料にも書いてありますけれども、読むとセックスは容易にできるという印象を与えてしまうようなもので青少年にはふさわしくないと思いました。

○会長 はい。ありがとうございます。次にB委員お願いいたします。

○B委員 はい。結論から言うと、両方とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目は性描写の分量があまりにも多いというところと、道具の使用が入ってるためです。

2誌目は、自主規制団体からの聴き取り結果のうち指定非該当が10人もいらっしゃるということで、かなり工夫して描かれてるんだろうなとは思いますが、性描写の分量が多すぎるということで私は指

定該当にさせていただきたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にJ委員お願いいたします。

○J委員 「恋はAV現場で起きている」－これはBL作品で、テーマが男同士のセックスですから、性器の修整が甘いとか、擬音、擬態表現が多いとか、人格否定があるとかが、問題になるんですけど、内容はちょっとコミカルで、それほどの性的なものを感じるとは思えないところもあるんです。ただやはり全編にわたって性的描写が多く、媚薬のようなものを使ったり、セックスの強制というか、非常に卑わいな言葉が出てきたりするので、区分陳列の対象になるんじゃないかと思います。

次に「本当にあった 思わずザワつく とっておきの話」ですが、これは短編集ですけど、それぞれがセックスにつながっていくテーマであり、表現力、ストーリー性はあると思います。自主規制団体の打合せ会でも指定該当が4票、非該当が10票と、指定該当の倍以上が非該当と判断している理由が、業界の中にはあるんですね。その理由はこの作家の作品の中で、不倫や卑わいなセックス描写を知っている方にとっては、今回のような作品は、それほどでもないんじゃないかという反応もあると思うんです。ただ、セックス描写での性器はうまく修整されているようですが、そのシーンがあまりに露骨で、性的な興奮をもたらすような描写が目立ちますので、これも区分陳列の対象になると思います。

○会長 はい。ありがとうございました。次にI委員お願いいたします。

○I委員 はい。1誌目の「恋はAV現場で起きている」は、擬音、体液の描写が大変多くて、卑わい感を大変強めていると思いますので、区分陳列、指定該当でお願いいたします。

2誌目の「本当にあった 思わずザワつく とっておきの話」ですが、大変絵がお上手で思わず見入ってしまうんですけど、12個の話があってそれが全て性行為の描写につながっていくわけで、その描写が非常に多いということと、性器は消してありますけれども非常に細密に性行為が描かれておりますので、こちらも青少年にはふさわしくないと思いますので、指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にF委員。

○F委員 はい。結論として2誌とも指定該当でお願いいたします。まず1誌目は擬音描写が多く暴力的な場面も多い。まして薬のようなものを使っているというようなところもあり、卑わい感が非常に感じられます。指定該当でお願いいたします。

2誌目ですけれども、本当に私もこの自主規制団体からの聴き取り結果で非該当の方がこんなにいるんだなとは思ったんですが、これが未成年の手に簡単に取って見られるということを考えると、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に新内委員お願いいたします。



○新内委員 2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目は性的行為の露骨な描写と卑わいな感じを与えるのと人格否定的な要素というのものもあるかと思いました。

2誌目も性的行為の露骨な描写というところで卑わいな感じを与えるというものに該当すると考えました。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に高島委員お願いいたします。

○高島委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目は体液の描写や擬音も大変多く、また道具や薬のようなものの使用も見られることからです。

2誌目は確かに強制的暴力的な描写は本当に少ないんですけども、露骨な性行為の描写が多く、また、セックスが簡単にできてしまうような印象を青少年に与えてしまうと考えました。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。次に小澤委員お願いいたします。

○小澤委員 2誌とも指定該当でお願いいたします。1誌目ですが、擬音、体液描写が多くとても卑わい感が強いと感じました。

2誌目ですけれども、こちら性描写が本当にとっても多く感じまして、青少年には不向きであると考えます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に横山委員お願いいたします。

○横山委員 結論は2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目については全体的に性交、性描写の分量が多いというところと、体液、擬音それから薬のようなものの使用が見られるというところで指定該当でお願いしたいと思います。

2誌目については、細かい一話一話が短編になってはいるものですが、性描写の量が多く、青少年が読むというところでは、このような場面において容易にセックスができるという印象を与えてしまうということで、青少年には不向きだと思しますので指定該当でお願いします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次に亀田委員お願いいたします。

○亀田委員 結論から申し上げますと両方とも指定該当でお願いいたします。施行規則の基準にもありますように全裸若しくは半裸又はこれに近い状態の姿態の描写があり卑わいな感じがあると思います。また、性的行為の露骨な描写と表現による卑わいな感じを与えるものとしてあてはまるのではないかと思いますので指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。次にH委員お願いいたします。

○H委員 2冊とも指定該当でお願いをいたします。1誌目は擬音、体液描写が多いと思います。

2誌目は、自主規制団体からの聴き取り結果では非該当が多かったのですが、私もよくよく注意深く見たんで

すけれども、やはり性描写の多さ、基本的にはセックスが話の軸になっているってところで、自主規制団体のご意見の中でも、年配の方向けに描かれてるんじゃないかっていうご意見もあったんですけども、だとすれば区分陳列をお願いをしたいということです。以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。次にD委員お願いいたします。

○D委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。まず1誌目は、擬音、体液の描写が多くて極めて卑わい感が強い。さらには媚薬のようなものを飲ませる描写もありますし、人格の否定の部分もあると思います。

それから2誌目のほうは、ストーリー性は非常に工夫していると思うんですが、やはり性描写の分量が多すぎるといって、性交が容易にできるという印象を与えているということもあり、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次にC委員お願いいたします。

○C委員 はい。2誌とも区分陳列すべき図書だと考えます。今回の図書の中では2誌目が16人の自主規制団体からの聴き取り結果のうち、10人が指定非該当というところ、これがポイントなんだろうと思います。この10人の皆さまの意見を拝読しますと、10人中8人が修整がしっかりしていると書いてあるんですね。ただ修整をしっかりとしていなかったらこれは警視庁の横山先生の分野に入ってくる話なので、それとこれとは違うだろうというふうに思います。青少年の健全育成に悪影響を与えるかどうかということが問題なのであって、業界の方々と私の考えとはずいぶん異なるなという印象を持ちました。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。それでは最後に私ですが、私も2誌とも区分陳列でお願いしたいと思います。1誌目は擬音、体液描写が激しく、かなり卑わい感は強いものと思いました。

また2誌目については、12本のところにそれぞれ最後に性交シーンが、修整はされているけれどもかえってリアルに描かれているところもあり、青少年には不向きな雑誌だと思いました。以上でございます。

それでは以上で自主規制団体のご意見等は参考にはさせていただきながら、当審議会としては2誌とも区分陳列、指定該当で答申をまとめたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それではほかに事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○若年支援課長 事務局からでございます。都民の申出につきましては今月はございませんでした。また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上となります。

○会長 それでは本日の調査審議事項はこれで終わりになりますが、全体について何か質問ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では以上で調査審議事項は終了いたします。傍聴人の方が再入室されるので、図書名が分かる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いいたします。

○若年支援課長 はい。まず本日の審議でございますが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

告示予定日は令和3年4月16日金曜日、プレス発表は告示日前日の令和3年4月15日木曜日となります。告示日若しくは告示日の前日までは、不健全図書類の名称を公開することはお控えいただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和3年5月17日月曜日15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。また直前になりましたら委員の先生方にはご案内させていただければと思っております。説明は以上でございます。

○会長 はい。それでは本日はこれで審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時26分閉会